

自主点検表

I 事業場の概要（※ ご記入をお願いいたします。）

事業場名	事業内容
所在地	電話番号 ()
代表者職氏名	ご記入者職氏名
労働者数 男 人 女 人 計 人 (うち正社員以外 人)	

II 自主点検項目（※ 以下の項目の自主点検をお願いいたします。）

1 建設工事における労働災害防止のために取り組んでいることなどについて、以下の（1）～（5）の項目の点検を行ってください。

（1）栃木労働局では、建設業において死亡災害が増加している建設3大災害（建設重機災害、墜落・転落災害、崩壊・倒壊災害）を撲滅するため、緊急対策『STOP! ”建設3大災害”』に取り組んでいますが、この取組をご存じですか？

（どちらかの□にレ点チェック。）

- 知っている 知らない

（2）建設現場における3大災害（建設重機災害、墜落・転落災害及び崩壊・倒壊災害）防止のため、リスクアセスメントに取り組んでいますか。（複数の□にレ点チェック可。）

- 建設3大災害、すべての防止に向けたリスクアセスメントを実施している
- 建設3大災害のうち、建設重機災害の防止に向けたリスクアセスメントを実施している
- 建設3大災害のうち、墜落・転落災害の防止に向けたリスクアセスメントを実施している
- 建設3大災害のうち、崩壊・倒壊災害の防止に向けたリスクアセスメントを実施している
- 建設3大災害以外の災害防止に向けたリスクアセスメントを実施している
- リスクアセスメントは実施していない

（3）建設現場における労働災害防止のため、特に重点的に取り組んでいる事項があれば、取組事項をご記入ください。

（具体的に）

2 事業場（建設現場を含む）における熱中症災害防止のために取り組んでいることなどについて、以下の（1）及び（2）の項目の点検を行ってください。

（1）熱中症対策として暑さ指数（WBGT 値）を把握（WBGT 測定器や、環境省熱中症予防情報サイトなど）し、活用（暑さ指数の値によって作業を中断するなど）していますか。（いずれかの□にレ点チェック。）

- 暑さ指数を計測し、活用している
- 暑さ指数を活用していない（今年度から取り組む予定）
- 暑さ指数を活用していない（検討していない）

（2）熱中症予防対策として取り組んでいる内容にチェックしてください。（複数の□にレ点チェック可。）

- 昼間の作業時間を短縮したり、早朝・夕方の時間に移したりしている
- 気温が高くなる時期において作業時間を徐々に長くするなど、高温多湿環境に体を慣れさせている
- 作業場所に、シートなどで日陰を作ったり扇風機を使用したりしている
- 涼しい休憩場所を確保し、飲料水等を備えている
- 通気性のいい服装、ヘルメット等を使用させている
- 朝礼時に体調不良の者を把握し、作業場所・時間を配慮している
- 作業中の巡視で労働者の水分・塩分接の接種や不調者がいないか確認している
- 高血圧・糖尿病などの有疾患者の健康診断の有所見者に対し、作業場所・時間を配慮している
- 労働者に対し熱中症予防のための教育を行っている
- 緊急時の措置を確認し、周知をおこなっている
- その他の取組（下枠内に取組内容をご記入ください。）
- 取り組んでいない

その他の取組（具体的に）

3 あなたの事業場では、年次有給休暇の取得率（※1）はどのくらいですか？
（該当するものの一つの□にレ点チェック。）

- 30%未満
- 30%以上 40%未満
- 40%以上 50%未満
- 50%以上 60%未満
- 60%以上 70%未満
- 70%以上

※1 取得率（%）＝

全労働者の直近1年間の取得日数計÷全労働者の直近1年間の付与日数計（※2）×100

※2 前年からの繰越日数を除く。

【取組のポイント】

年次有給休暇の取得は、労働者の心身の疲労回復やワーク・ライフ・バランスに役立つだけでなく、企業にとっても生産性が向上するなど大きなメリットがあります。また、取得率の高い企業は魅力ある企業として評価され、人手不足の解消にもつながります。年次有給休暇を取得しやすい職場環境を整備して魅力ある企業にしましょう。

4 あなたの事業場では、勤務間インターバル制度（終業時刻から次の始業時刻の間に、一定時間以上の休息時間を設定することを言います。）を就業規則や労使協定などで定めていますか？
（どちらかの□にレ点チェック。）

- 勤務間インターバル制度を就業規則や労使協定などで定めて導入している
- 勤務間インターバル制度を就業規則や労使協定などで定めていない

【取組のポイント】

睡眠時間が8時間の場合、6時間の場合又は4時間の場合とでは、短いほど判断能力や反応が鈍くなり、仕事の能率などが低下してしまいます。1日の時間外労働が4時間を超えることがある場合などで、終業時刻から次の始業時刻までの休息期間が十分に確保できないおそれがある場合（食事や入浴などの時間に加え、睡眠時間として8時間を確保することができないおそれがある場合）は、勤務間インターバル制度を就業規則や労使協定などで定め、8時間の睡眠時間を確保するようにしましょう。

5 事業場内で労働災害防止の取組を浸透させるためには、経営トップの意識とリーダーシップの発揮が重要です。経営トップとして、労働災害防止のためにどのようなことに取り組んでいますか？（複数の□にレ点チェック可。）

- 経営トップとして方針表明等を行っている（事業場として取組目標等を定めている場合などを含む。）
- 経営トップ自ら積極的な指導や声かけに取り組んでいる（経営トップ自ら行う労働災害防止のためのパトロールや職場巡視等を含む。）
- 経営トップ自ら率先して安全対策に取り組んでいる
- 労働災害防止の取組優良者を表彰している
- その他の取組（下枠内に取組内容をご記入ください。）
- 取り組んでいない

その他の取組（具体的に）

6 貴事業場では、メンタルヘルス対策に取り組んでいますか？

（1）（どちらかの□にレ点チェック。）

- 取り組んでいる
- 下記のいずれにも取り組んでいない

（2）該当する項目全てをチェック（複数の□にレ点チェック可。）

- 衛生委員会等での調査審議の実施
- 事業場内メンタルヘルス推進担当者の選任（衛生管理者、衛生推進者等）
- 心の健康づくり計画の策定
- 職場環境等（作業環境・作業方法・人間関係等）の把握と改善
- 教育研修の実施
- ストレスチェックの実施
- 相談体制の整備
- 職場復帰支援プログラムの策定

7 貴事業場では、労働者に産業保健サービスを提供していますか？

（1）（どちらかの□にレ点チェック。）

- 取り組んでいる
- 下記のいずれにも取り組んでいない

（2）該当する項目全てをチェック（複数の□にレ点チェック可。）

- 労働安全衛生法の健康診断結果に基づく保健指導
- 健康診断で所見が認められた者や要治療者等、健康管理上の措置が必要な者に対する支援・相談等
- がん、精神障害等の病気を抱える労働者の治療と仕事の両立支援
- 女性の健康課題（更年期障害、月経関連の症状、疾病等）への配慮、支援

《ご協力ありがとうございました》

大変お手数ですが、別紙「自主点検のお願いについて」に沿って、労働基準監督署へのご提出をお願いいたします。

また、「取組のポイント」を参考に、労働災害防止の取組をお願いいたします。